

事故をめぐる解釈の問題であります。現在は、軽微な事故でも報告が義務づけられておりますが、軽微な事故とはどういうものなのか、また事故と故障の区分けは、どういうところで区分けをすべきなのか明らかではありません。その観点から、われわれはいままで環境への影響がどうなのか、さらには、そこに直接働くわけでありますから、作業の安全性についてはどうなのかという視点で物を考えてきたのが実態であります。そういう観点で見ますならば、今回の事故もその観点のみで見っていく場合には、十分配慮されたと確信をいたしておりますが、その判断の前提でありました設備の不信、設備が悪かったわけでございますから、設備に対する信頼が崩れていたわけございまして、そういうことが今回の問題の大きな起因となっているというふうに思います。

そこで問題なのは、軽微な事故をめぐる判断が、率直に申し上げまして、直接原子力発電所に働いている者と、国民の皆様方との間にやはり事故、故障に対する認識に対してのギャップがあったということは否めない事実として、われわれとしては認めていかなければいけないと考えております。そういう中で、軽微な事故でも報告をしていくという前提で、事故の公表範囲を明らかにするために、第三者の中立機関を早急に設置することを検討していただきたいと考えております。そのための協力については、電力労連といたしましても積極的に協力をしていきたいと考えております。

全国電力労働組合連合会政策局長 高松 実

◇ 法律用語としての事故とは、業務の執行の支障となるような出来事のことである。
フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』より

事故と故障の区分け

	解釈・使い分け	公表
	想定外の事態	
事故	● 負傷者や傷病者が発生したトラブル(脱輪事故、食中毒など) ● 重傷者が発生する可能性のあったジェットコースターの脱輪、衝突など ● 想定外の位置に停止したジェットコースタートラブル(安全装置が働かなかった)	必要
	想定内の事態	
故障	● 軽症者の発生(ゲーム機のレバー外れによる軽微な負傷など) ● 負傷者の発生の可能性のない脱輪、衝突(脱輪想定遊具のトラブル、ボートの詰まりなど) ● 想定内の位置に停止したジェットコースター故障(安全装置が働いた)	不要

※ディズニーランドの実際の規定ではありません。